

コイヘルペスウイルス病のまん延防止に関する委員会指示について

《コイヘルペスウイルス病（KHV）とは》

- ①特徴：マゴイ・ニシキゴイ特有の病気で、目立った外部症状はなく死亡率が極めて高い
 ②対策：現在治療方法はなく、感染コイの移動禁止による防除対策が有効
 ③人体への影響：コイ以外の魚や人へは感染せず、感染したコイを食べても影響なし

本県におけるコイヘルペスウイルス（KHV）病への対応等

1 発生状況

(1) 本県での発生状況（令和3年11月30日現在）

平成22年度以降、未発生

※過去の県内発生件数：19件（養殖場等：11，天然水域等：8）

※県内の発生河川：8河川

（加古川、市川、千種川、武庫川、猪名川、汐入川、東川（津門川）、蓬川）

※竹田川水系は京都府内での発生はあったが、京都府内の堰を基点に本河川は未発生と整理

(2) 全国での発生状況

平成15年11月に我が国で初めて茨城県霞ヶ浦の養殖マゴイで感染が確認されて以後、全都道府県で発生が確認されている。

年	発生件数	発生の内訳
H28	21件	養殖場等： 18 天然水域等： 3
H29	31件	養殖場等： 25 天然水域等： 6
H30	42件	養殖場等： 41 天然水域等： 1
R1	27件	養殖場等： 25 天然水域等： 2
R2	15件	養殖場等： 13 天然水域等： 2
H15～累計	2, 168件	養殖場等：1, 562 天然水域等：603 その他： 3

※その他は溝、芝生に放置されていたもの

2 対応状況

(1) 「兵庫県コイヘルペスウイルス病防疫対策指針」の整備

平成26年4月制定。平成28年8月一部改正

水域を「既発生水域」、「未報告水域」、「陰性確認水域」の3種類に区分し、具体的な防疫措置の指針を示す

(2) 「兵庫県コイヘルペスウイルス病（KHV）発生対処マニュアル」の整備

平成16年5月制定。平成26年4月最終改正

本病と疑われるコイの情報に対し、県及び市町が迅速かつ適切に対処するための体制等を構築

(3) **関係者への注意喚起及び要請等**

毎年、県土木・衛生・教育機関、市町、養殖業者、内水面漁協、水系漁連、内水面漁連に通知文書を送付

(4) **KHV対策連絡会議の設置**

県の関係幹部6名により組織。平成20年度以降は開催実績なし

(5) **内水面漁場管理委員会の委員会指示発動**

持続的養殖生産確保法の対象外である河川・湖沼等における本病のまん延の防止を図るため、漁業法第120条第1項及び第171条第4項の規定に基づき指示

ア 持ち出し放流の禁止

イ 持ち込みの制限等

※ 現在の委員会指示の期間は、令和3年1月1日から12月31日まで

(委員会指示案)

兵内漁委指示第79号

漁業法（昭和24年法律第267号）第120条第1項及び第171条第4項の規定に基づき、次のとおり指示する。

令和3年 月 日

兵庫県内水面漁場管理委員会
会長 近藤敬三

1 指示内容

(1) 持ち出し放流の禁止

コイヘルペスウイルス病のまん延を防止するため、県内の公共用水面及びこれと接続一体をなす水面においては、採捕したコイ（マゴイ及びニシキゴイをいう。以下同じ。）を持ち出し他の水域に放流してはならない。

(2) 持ち込みの制限等

コイヘルペスウイルス病のまん延を防止するため、県内の公共用水面及びこれと接続一体を成す水面においては、次のことを遵守すること。

ただし、採捕したコイを同じ場所に再放流する場合は除く。

ア 放流の制限

コイを放流する場合は、放流用のコイが次の全てを満たしていることを確認すること。

(7) 過去にコイヘルペスウイルス病の発生が確認された水域の水に浸かったことがないこと。

(4) PCR検査により陰性が確認されたコイ群であること。

イ 遺棄の禁止

生死を問わず、コイを遺棄してはならない。

2 指示の期間

令和4年1月1日から同年12月31日まで